

新潟市国民健康保険短期被保険者証・被保険者資格証明書交付等事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、被保険者間の負担の公平を図るため、特別の事情がなく国民健康保険料を滞納している世帯主（以下「滞納世帯主」という。）に対して、国民健康保険被保険者証（以下「一般証」という。）の交付に代えて行う、国民健康保険短期被保険者証（以下「短期証」という。）若しくは国民健康保険被保険者資格証明書（以下「資格証」という。）の交付措置又は保険給付の全部若しくは一部の支払いの一時差止等の措置を講ずるに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(短期証の交付)

第2条 滞納世帯主が次の各号のいずれかに該当するときは、当該世帯主に一般証の交付に代えて短期証を交付することができるものとする。この場合において、短期証を交付するときは、十分な納付相談・指導を行うものとする。

- (1) 納付相談・指導に一向に応じようとしないとき
- (2) 所得及び資産を勘案すると十分な負担能力があると認められるにも関わらず、納付すべき保険料額に対し少額の保険料しか納付していないとき
- (3) 納付相談・指導において取り決めた納付方法を履行しないとき

(短期証の有効期間)

第3条 短期証の有効期間は6月以内とする。ただし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の短期証の有効期間は6月とする。

(短期証の交付方法)

第4条 短期証は区役所の窓口で交付する。ただし、納付相談・指導において取り決めた納付方法の忠実な履行が認められる世帯のほか、区役所が特別に認める世帯には郵送で交付することができるものとする。

(短期証交付の解除)

第5条 短期証の交付を受けた世帯主のうち、次に該当する者には一般証を交付する。

- (1) 滞納している保険料を完納した者
- (2) 納付相談・指導において取り決めた納付方法の忠実な履行により、相当程度に滞納額が減少し

たと認められる者

2 有効期限経過後も、なお前項に該当しないときは、短期証を更新するものとする。

(資格証の交付)

第6条 滞納世帯主が直近1年間に納期到来分の保険料を全く納付しておらず、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求め、資格証を交付するものとする。

(1) 納付相談・指導に一向に応じないとき

(2) 納付相談・指導において取り決めた納付方法を履行しないとき

2 直近1年間に納期到来分の保険料の納付があった場合でも、前項各号のいずれかに該当するときは、被保険者証の返還を求め、資格証を交付できるものとする。

(被保険者証の返還)

第7条 被保険者証の返還を求めるに当たっては、次に掲げる事項を書面により当該世帯主に通知しなければならない。

(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第9条第3項又は第4項の規定により被保険者証の返還を求める旨

(2) 被保険者証の返還先及び返還期限

(資格証の有効期間)

第8条 資格証の有効期間は1年以内とする。

(資格証の解除)

第9条 資格証の交付を受けた世帯主のうち、次に該当する者には一般証または短期証を交付する。

(1) 滞納している保険料を完納した者

(2) 納付相談・指導において取り決めた納付方法の忠実な履行により、相当程度に滞納額が減少し
たと認められる者

(3) 納付相談に応じ、自主的に納付する意思があると認められる者

(4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 有効期限経過後も、なお前条に該当しないときは、資格証を更新するものとする。

(保険給付の支給申請)

第10条 資格証の交付を受けている世帯主が保険給付の支給を受けようとするときは、領収書等審査に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する世帯主に対して十分な納付相談を行ったうえで、保険給付を行うものとする。

(保険給付の支払の一時差止)

第11条 滞納世帯主が、当該保険料の納期限から1年6月間経過後なお当該保険料を滞納している場合には、当分の間、被保険者が平成21年10月1日以降に出産したときに支給する出産育児一時金以外の保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。

2 前項に規定する期間の経過前においても、同項に規定する世帯主が保険料を滞納している場合においては、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

3 前2項の規定による一時差止をするときは、あらかじめ次に掲げる事項を書面により当該世帯主に通知するものとする。

(1) 法第63条の2第1項又は第2項の規定により一時差止をする旨

(2) 一時差止に係る保険給付の額

(3) 滞納保険料の額及び当該滞納保険料に係る納期限

4 前項の規定による一時差止を受けている世帯主が第9条第1項各号のいずれかに該当したときは、保険給付の一時差止を解除するものとする。

(保険給付からの滞納保険料の控除)

第12条 前条の規定による保険給付の一時差止がなされている世帯主が、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、一時差止に係る保険給付の額から当該世帯主が滞納している保険料を控除することができるものとする。

2 前項の規定による保険料の控除をするときは、あらかじめ次に掲げる事項を書面により当該世帯主に通知しなければならない。

(1) 法第63条の2第1項又は第2項の規定により一時差止に係る保険給付の額から滞納保険料の額を控除する旨

(2) 一時差止に係る保険給付の額

(3) 控除する滞納保険料の額及び当該滞納保険料に係る納期限

(適用除外)

第13条 滞納世帯主に国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第1条に規定する特別の事情があると認められるときは、資格証の交付措置または保険給付の全部若しくは一部の支払の一時差止措置を解除し、短期証を交付するものとする。この場合において、当該世帯主は、必要に応じて事情を明らかにする書類を添えて届書を提出しなければならない。

2 資格証を交付された世帯に属する被保険者で、以下に該当する者には短期証を交付するものとする。この場合において、当該世帯主は、必要に応じて事情を明らかにする書類を提出しなければならない。

(1) 次のいずれかに該当する者。

ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給を受けることができる者

イ 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第5条の5に規定する医療に関する給付を受けることができる者

(2) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

(弁明の機会の付与)

第14条 滞納世帯主に対し第6条および第11条により資格証の交付措置または保険給付の全部若しくは一部の支払の一時差止措置を講ずるときは、書面若しくは陳述をもって、弁明する機会を付与しなければならない。

2 前項による弁明の機会付与の通知は、滞納保険料の納付相談の通知とともに、次の事情を附して行うものとする。

(1) 不利益処分内容及びその根拠法令等

(2) 不利益処分の理由

(3) 弁明の場所若しくは弁明書の提出先及びその期限

(4) その他必要な事項

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月26日から施行し、改正後の第7条第1項の規定は平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。